

改正 5-9

不動産の税務

1 不動産取得時の税金

(途中省略)

▼不動産取得税

課税標準	課税標準は「不動産の価格」だが、原則「固定資産税評価額」が課税標準となる。 ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに取得した宅地等については、 「固定資産税評価額×1/2」が課税標準となる
税 率	標準税率は 4% ですが、平成 27 年 3 月 31 日まで住宅・土地については 3%

2 不動産保有時の税金

(途中省略)

▼固定資産税

新築住宅用 建物の 税額軽減	新築住宅用建物の固定資産税は「固定資産税評価額×1.4%×1/2」で計算します。つまり税額を半分にすることができる（平成 26 年 3 月 31 日まで）			
	適用要件	建物種類	適用期間	限度面積
		中高層耐火建築物	5 年間	120 m ²
	その他	3 年間		

4 特定の居住用財産の買換えの特例

(途中省略)

▼主な適用要件

適用期限	平成 25 年 12 月 31 日までの譲渡
------	------------------------

5 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例

(途中省略)

▼主な適用要件

適用期限	平成 25 年 12 月 31 日までの譲渡
------	------------------------

6 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算 および繰越控除の特例

(途中省略)

▼主な適用要件

適用期限	平成 25 年 12 月 31 日までの譲渡
------	------------------------

_____部分が改正点です。